

開会の日時、場所

年月日 令和7年2月12日（水曜日）
開会 午後5時26分
散会 午後5時36分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

- 1 甲第25号議案 令和6年度沖縄県一般会計補正予算（第6号）
- 2 甲第26号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）

委員の選任

令和7年2月12日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

宮里洋史	比嘉忍
新垣淑豊	仲里全孝
仲村家治	西銘啓史郎
又吉清義	吳屋宏
島袋大	上原快佐
玉城健一郎	山里将雄
新垣光栄	仲宗根悟
松下美智子	糸数昌洋
瀬長美佐雄	比嘉瑞己
平良識子	大田守

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 甲第25号議案及び甲第26号議案の質疑方法について

委員長、副委員長の互選

令和7年2月12日、又吉清義委員が委員長に、新垣光栄委員が副委員長に選任された。

出席委員

委員長	又吉清義
副委員長	新垣光栄
委員	宮里洋史
	比嘉忍
	新垣淑豊
	仲里全孝

仲村家治	西銘啓史郎
吳屋宏	島袋大
上原快佐	玉城健一郎
山里将雄	仲宗根悟
松下美智子	糸数昌洋
瀬長美佐雄	比嘉瑞己
平良識子	大田守

欠席委員

なし

◆◆◆

○平良典子議会事務局政務調査課主幹 開会前に、事務局から説明いたします。

予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになります。

出席委員中、松下美智子委員が年長者であります。

よって、この際、松下美智子委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

松下美智子委員、委員長席に御着席願います。

（松下美智子委員、委員長席に着席）

○松下美智子長委員 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、互選の方法等について協議）

○松下美智子長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下美智子長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、又吉清義委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松下美智子長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、又吉清義委員が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席。委員長着席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

このたび、委員各位の御推挙により、予算特別委員長に就任いたしました又吉清義です。よろしくお願ひします。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、委員長の互選は終わりました。

◆◆◆

○又吉清義委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と、投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○又吉清義委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、新垣光栄委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、新垣光栄委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○新垣光栄委員 ただいま、委員各位の御推挙により選任されました新垣光栄です。

今回、委員長をしっかりと支え、皆様の御協力も得ながら、委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

○又吉清義委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。

◆◆◆

○又吉清義委員長 次に、甲第25号議案及び甲第26号議案の質疑方法についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から説明)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

甲第25号議案及び甲第26号議案の質疑方法については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明2月13日木曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

甲第 25 号議案及び甲第 26 号議案の質疑方法

予算特別委員会（以下「委員会」という。）に付託された本議案の審査等に関し必要な事項を以下に定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 委員会の開催場所

第 7 委員会室で行うものとする。

2 委員席の配置

別紙 1 のとおりとする。

3 本議案の審査日程

別紙 2 のとおりとする。

4 説明員

議案の説明は総務部長及び企業局長が行い、関係室部局長出席の上、質疑を行うものとする。

5 説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員 1 人 5 分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了 1 分前に 2 回及び終了時に 5 回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は、一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は、多数会派順とする。
- (7) 委員長の質疑の持ち時間は、譲渡することができない。また、副委員長が委員長の職務を代行する場合も、同様とする。

委員席の配置

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

(録音・計時) 議会事務局						補助 答弁席
------------------	--	--	--	--	--	-----------

議会 事務局 又吉 清義 委員長	説 明 員					

	玉城 健一郎 委員	上原 快佐 委員	新垣 淑豊 委員	比嘉 忍 委員	宮里 洋史 委員	
--	--------------	-------------	-------------	------------	-------------	--

仲宗根 悟 委員	新垣 光栄 委員	山里 将雄 委員	西銘 啓史郎 委員	仲村 家治 委員	仲里 全孝 委員	
-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	--

平良 譲子 委員	比嘉 瑞己 委員	瀬長 美佐雄 委員	島袋 大 委員	吳屋 宏 委員		
-------------	-------------	--------------	------------	------------	--	--

			大田 守 委員	糸数 昌洋 委員	松下 美智子 委員	
--	--	--	------------	-------------	--------------	--

--	--	--	--	--	--	--

予算議案の審査日程

年月日	曜日	時間	事項	関係室部局等
令和7年 2月12日	水	本会議 終了後	予算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・甲第25号議案及び甲第26号議案の質疑方法について	
2月13日	木	午前10時	予算特別委員会 ・令和6年度補正予算審査・採決（冒頭先議） (甲第25号議案及び甲第26号議案)	総務部長 企業局長 関係室部局
2月19日	水	午前10時	本会議 ・令和6年度補正予算（冒頭先議）委員長報告・採決	

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 松下美智子

委員長 又吉清義